

○町田市工事関連業務委託成績評定事務取扱要領

2025年8月1日

改正

総務部工事品質課

第1 趣旨

- 1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日）（法律第127号）第6章適正化指針に則り、公共工事の契約の適正化を推進するため、町田市工事監督規程（平成13年3月町田市規程第5号。以下「監督規程」という。）第18条及び町田市検査事務規程（平成13年3月町田市規程第4号。以下「検査規程」という。）第10条の規定に基づき、監督規程第2条第2号に掲げる工事関連業務委託（以下「業務委託」という。）の成績評定（以下「評定」という。）の事務の取扱いに関し、必要な事項を定める。
- 2 評定は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）第7条第1項及び第8条第1項により定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」に規定される技術検査（以下「技術検査」という。）によるものとする。

第2 評定者

評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- （1）監督員 監督規程第3条に規定する総括監督員、主任監督員及び担当監督員をいう。
- （2）検査員 検査規程第2条第1号に掲げる検査員をいう。

第3 評定の対象

評定は、契約金額が100万円を超える業務委託について行うものとする。

第4 評定の実施

評定は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 業務委託ごとに行うこと。
- (2) 監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うこと。
- (3) 委託成績評定表の評定項目について第5から第7までの規定により行うこと。
- (4) 検査の結果により手直しを行わせたときは、手直し後の評定は行わないこと。

第5 主任監督員及び担当監督員が行う評定の内容等

- 1 主任監督員及び担当監督員は、次に掲げる項目について評定を行うものとする。
 - (1) 基本的な技術力と成果の評価
 - (2) 創意工夫と熱意
- 2 前項の評定は、監督員委託成績評定項目別評定表により行うものとする。
- 3 主任監督員及び担当監督員は、評定の結果を監督員評定報告書により総括監督員に報告するものとする。

第6 総括監督員が行う評定の内容等

- 1 総括監督員は、法令遵守等について評定を行うものとする。
- 2 総括監督員は、第5第3項の規定により主任監督員及び担当監督員から報告を受けた評定の結果を総合的に判断し、第5第1項各号に掲げる項目について評定を行うものとする。
- 3 第1項の評定は総括監督員委託成績評定項目別評定表により、前項に規定する評定は監督員委託成績評定項目別評定表により行うものとする。
- 4 前3項の規定により行った評定の結果をもって監督員の評定とする。
- 5 総括監督員は、前項に規定する監督員の評定の結果を、契約金額が300万円を超える業務委託にあつては当該業務委託を主管する部の長に、契約金額が300万円以下の業務委託にあつては当該業務委託を主管する課の長（以下「業務委託主管課長」という。）に、監督員成績評定報告書により報告するものとする。

第7 検査員が行う評定の内容等

- 1 検査員は、検査規程第3条第1号に掲げる完了検査の終了後、検査した事項に

ついて評価を行うものとする。

2 前項の評価は、検査員委託成績評価項目別評価表により行うものとする。

3 前2項の規定により行った評価の結果をもって検査員の評価とする。

第8 評価結果の送付

1 業務委託主管課長は、第6第5項に規定する監督員成績評価報告書を検査が終了した日の翌日から起算して14日以内に工事品質課長に送付するものとする。

2 検査員は、第7第3項の評価の結果を検査員成績評価報告書により検査が終了した日の翌日から起算して14日以内に工事品質課長に送付するものとする。

第9 評価の取りまとめ

工事品質課長は、第8の規定により送付された監督員成績評価報告書及び検査員成績評価報告書の評価に係る点数を合算し、評価の取りまとめを行うものとする。

第10 評価結果の通知

市長は、第9の評価の取りまとめの結果を工事等成績評価通知書により当該業務委託の受託者（以下「受託者」という。）に通知するものとする。

第11 説明請求等

1 受託者は、第10の規定による通知を受けた評価の内容について、市長に対し、説明を求めることができる。

2 受託者は、前項の規定により説明を求める場合は、第10の規定による通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に工事等成績評価に関する説明請求書を市長に提出するものとする。

3 前項の場合において、工事品質課長は、評価の内容について業務委託主管課長及び検査員に確認することができる。

4 市長は、第2項の規定により評価内容の説明を求めた受託者に、書面により回答するものとする。

第12 苦情の申立て

1 受託者は、第11第4項の規定による回答に対して苦情がある場合は、市長に

対し、苦情の申立てを1回に限り行うことができる。

- 2 受託者は、前項の苦情を申し立てる場合は、第11第4項の規定による回答を受けた日の翌日から起算して10日以内に、工事等成績評定に関する苦情申立書に当該申立ての根拠となる記録等を添付して市長に提出するものとする。

第13 町田市工事等成績評定苦情審査委員会への付議

市長は、第12第2項に規定する工事等成績評定に関する苦情申立書が提出された場合は、町田市工事等成績評定苦情審査委員会設置要領に規定する町田市工事等成績評定苦情審査委員会（以下「委員会」という。）に付議するものとする。

第14 苦情申立てへの回答

市長は、委員会の審査を経て、受託者に対し、書面により苦情申立てに対する回答を行うものとする。

第15 評定の報告等

工事品質課長は、第9の評定の取りまとめの結果について、当該年度の四半期ごとに工事等成績評定結果報告書を作成し、総務部長に報告するとともに、当該業務委託を主管する課及び財務部契約課の職員の閲覧に供するものとする。

第16 評定結果の活用

第9の評定の取りまとめの結果は、別に定めるところにより活用することができる。

第17 評定結果の公表

市長は、第9の評定の取りまとめの結果を町田市ホームページで公表するものとする。この場合における公表は、全ての受託者別成績評定結果を、当該年度の第4四半期終了後に行った第15に規定する評定の報告等の後に行うものとし、公表する期間は、公表した日から1年間とする。

第18 評定の修正

- 1 総括監督員又は検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、評定を修正することができる。

- (1) 第10の規定による通知後に、受託者に重大な法令違反等が判明した場合
- (2) 委員会の審査の結果、評定の修正が必要であると認められる場合
- (3) 評定の錯誤その他の事由により、評定の修正が必要であると認められる場合

2 第8から第10までの規定は、前項の規定により評定を修正した場合について準用する。

第19 様式

この要領に定める書類の様式は、工事品質課長が別に定める。

第20 委任

この要領に定めるもののほか、評定の事務の取扱いに関し必要な事項は、工事品質課長が別に定める。

附 則

この要領は、2016年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、2019年4月1日以後に業務委託契約を締結した業務委託について、この要領の施行の日以後に検査する業務委託から適用し、施行の日前に検査した業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、2020年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、2020年4月1日以後に業務委託契約を締結した業務委託について、この要領の施行の日以後に検査する業務委託から適用し、施行の日前に検査した業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、2021年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、2021年4月1日以後に業務委託契約を締結した業務委託について、この要領の施行の日以後に検査する業務委託から適用し、施行の日前に検査し

た業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、2025年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、2025年4月1日以後に業務委託契約を締結した業務委託について、この要領の施行の日以後に検査する業務委託から適用し、施行の日前に検査した業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、2025年8月1日から施行する。
- 2 この要領は、2025年8月1日以後に業務委託契約を締結した業務委託について、この要領の施行の日以後に検査する業務委託から適用し、施行の日前に検査した業務委託については、なお従前の例による。